

令和 5 年

西条市議会第 4 回 6 月定例会提出議案書

(その 4)

西 条 市

目 次

議案第 7 4 号	西条市庄内財産区管理委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	1
議案第 7 5 号	西条市庄内財産区管理委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	5
議案第 7 6 号	西条市庄内財産区管理委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	9
議案第 7 7 号	西条市庄内財産区管理委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	1 3
議案第 7 8 号	西条市庄内財産区管理委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	1 7
議案第 7 9 号	西条市庄内財産区管理委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	2 1
議案第 8 0 号	西条市庄内財産区管理委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	2 5

議案第74号

西条市庄内財産区管理委員の任命について

西条市庄内財産区管理委員を次のとおり任命することについて、議会の同意を求める。

令和5年6月29日提出

西条市長 玉井敏久

1 住所

西条市宮之内

2 氏名

楠 窪 和 彦

提案理由

管理委員 弓山 泰孝氏の任期が令和5年6月29日をもって満了するので、西条市庄内財産区管理会条例（平成19年西条市条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

西条市庄内財産区管理会条例

（委員の選任）

第4条 委員は、庄内財産区の区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者で、西条市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から市長が議会の同意を得て選任する。

2、3 （略）

議案第75号

西条市庄内財産区管理委員の任命について

西条市庄内財産区管理委員を次のとおり任命することについて、議会の同意を求める。

令和5年6月29日提出

西条市長 玉井敏久

1 住所
西条市大野

2 氏名
十 亀 正 文

提案理由

管理委員 飯尾 新一氏の任期が令和5年6月29日をもって満了するので、西条市庄内財産区管理会条例（平成19年西条市条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

西条市庄内財産区管理会条例

（委員の選任）

第4条 委員は、庄内財産区の区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者で、西条市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から市長が議会の同意を得て選任する。

2、3 （略）

議案第76号

西条市庄内財産区管理委員の任命について

西条市庄内財産区管理委員を次のとおり任命することについて、議会の同意を求める。

令和5年6月29日提出

西条市長 玉井敏久

1 住所
西条市福成寺

2 氏名
飯 尾 勝 一

提案理由

管理委員 飯尾 勝一氏の任期が令和5年6月29日をもって満了するので、西条市庄内財産区管理会条例（平成19年西条市条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

西条市庄内財産区管理会条例

（委員の選任）

第4条 委員は、庄内財産区の区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者で、西条市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から市長が議会の同意を得て選任する。

2、3 （略）

議案第 77 号

西条市庄内財産区管理委員の任命について

西条市庄内財産区管理委員を次のとおり任命することについて、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 29 日提出

西条市長 玉井敏久

1 住所
西条市実報寺

2 氏名
木 原 稔

提案理由

管理委員 阿部 隆志氏の任期が令和5年6月29日をもって満了するので、西条市庄内財産区管理会条例（平成19年西条市条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

西条市庄内財産区管理会条例

（委員の選任）

第4条 委員は、庄内財産区の区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者で、西条市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から市長が議会の同意を得て選任する。

2、3 （略）

議案第78号

西条市庄内財産区管理委員の任命について

西条市庄内財産区管理委員を次のとおり任命することについて、議会の同意を求める。

令和5年6月29日提出

西条市長 玉井敏久

1 住所
西条市且之上

2 氏名
近 藤 茂 孝

提案理由

管理委員 目見田 敏勝氏の任期が令和5年6月29日をもって満了するので、西条市庄内財産区管理会条例（平成19年西条市条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

西条市庄内財産区管理会条例

（委員の選任）

第4条 委員は、庄内財産区の区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者で、西条市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から市長が議会の同意を得て選任する。

2、3 （略）

議案第79号

西条市庄内財産区管理委員の任命について

西条市庄内財産区管理委員を次のとおり任命することについて、議会の同意を求める。

令和5年6月29日提出

西条市長 玉井敏久

1 住所
西条市河之内

2 氏名
十 亀 直 敏

提案理由

管理委員 山内 強氏の任期が令和5年6月29日をもって満了するので、西条市庄内財産区管理会条例（平成19年西条市条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

西条市庄内財産区管理会条例

（委員の選任）

第4条 委員は、庄内財産区の区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者で、西条市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から市長が議会の同意を得て選任する。

2、3 （略）

議案第 80 号

西条市庄内財産区管理委員の任命について

西条市庄内財産区管理委員を次のとおり任命することについて、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 29 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

1 住所
西条市黒谷

2 氏名
長 井 忍

提案理由

管理委員 長井 至氏の任期が令和5年6月29日をもって満了するので、西条市庄内財産区管理会条例（平成19年西条市条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

西条市庄内財産区管理会条例

（委員の選任）

第4条 委員は、庄内財産区の区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者で、西条市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から市長が議会の同意を得て選任する。

2、3 （略）